平成２４年（フ）第２７号
栃木県栃木市大平町西水代2746―52　メゾン栗田102、住民票上の住所東京都墨田区江東橋４丁目16番９号　互助交通錦糸寮
債務者　花田　　稔
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１０６号
東京都八王子市犬目町286番地37中濱方
債務者　伊佐　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１２号
静岡県藤枝市岡部町内谷642番地
債務者　青島　雪絵
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８２３号
千葉県我孫子市天王台３丁目22番10号天王台岩佐ビル３階、商業登記簿上の本店所在地千葉県松戸市松戸1333番地１
破産者　株式会社フロントライン
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２４号
千葉県我孫子市天王台３丁目22番10号天王台岩佐ビル３階、商業登記簿上の本店所在地千葉県成田市水掛57番地
破産者　有限会社進研
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２５号
千葉県我孫子市天王台３丁目22番10号天王台岩佐ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区池ノ端２丁目２番10号カーネ池ノ端601
破産者　有限会社進研パーソネルディスパッチ
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４２号
さいたま市岩槻区上野３丁目９番９号
破産者　有限会社フジキュウ物流サービス
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１８号
埼玉県上尾市上1111番地４
破産者　有限会社アルケミー
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
相模原市緑区大島3045番地２
破産者　有限会社古澤食品
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５０号
相模原市中央区中央３―６―６―207
破産者　有限会社ドラフト技研
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６０号
北九州市若松区浜町３丁目15番10号
破産者　樋口建設株式会社
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３００号
宮城県石巻市須江字関ノ入13番地10、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区熊野町32番５号
破産者　花島電気産業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４４号
仙台市青葉区東勝山２丁目６番１号
破産者　株式会社東和建設コンサルタント
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
栃木県那須塩原市鍋掛1087番地715
破産者　淺野　政彦
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８４号
群馬県太田市富若町691番地１
破産者　小波株式会社
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２１７号
群馬県館林市大手町６番38号
破産者　有限会社星貴家
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１０号
群馬県みどり市笠懸町久宮450番地の１
破産者　有限会社セーシン
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１１１号
群馬県みどり市笠懸町久宮450番地４
破産者　新井　誠之
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６６０号
愛知県小牧市大字池之内601番の３
破産者　有限会社池野紙器
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２９９号
大阪市西区南堀江１丁目11番１号
破産者　株式会社マギ・システム
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部